

## はじめに

公民館は、戦後の混乱が残る中、日本再建への原動力として構想され、社会教育法（昭和24年6月10日法律第207号）制定に先立ち、昭和21年7月、文部次官名による「公民館の設置運営について」と題する通牒（いわゆる“次官通牒”）に理念が示され、設置が奨励された社会教育施設です。

社会教育法では、「公民館は、市町村その他一定の区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与する」施設とされています。

平成17年度社会教育調査（指定統計第83号）によれば、公民館は全国に17,143館が設置されており、地域住民の最も身近な学習や交流の場として、多種多様な事業への取り組みが行われています。

次官通牒から60余年が経過し、近年、社会構造の変化が続く中、当初の公民館のあり方や機能を継承しつつも、社会や時代の変化に対応した機能や運営が求められてきました。平成13年の社会教育法改正、平成15年には設置基準の改正等なども行われ、今日では、公民館には、地域における新しい「公共」の形成に生かすための拠点の役割も担うことが期待されています。

国立教育政策研究所社会教育実践研究センターでは、公民館の学級・講座等の実態を把握し、今後の課題等を検討するため、平成14年度に引き続き、調査研究委員会を設置し、公民館の学級・講座等の学習内容の実態等を調査いたしました。

今回の調査では、全国9,075の市区町村立公民館から回答を得て、一館あたり学級・講座等数は、平成18年度には平均14.6件が実施されていること、学級・講座等全体の8割近くが主催として実施されていることがわかりました。さらに、職員数が多い公民館やボランティアを受け入れている公民館、自己点検及び評価を行っている公民館は、学級・講座等の実施数が多い傾向にあることも把握できました。また、今回、訪問させていただいた公民館をはじめ、地域課題を学習課題として位置づけ、地域の人々が地域で学び、行動することを目指した学級・講座等も少なくないこともわかりました。

この調査報告書が、公民館の学級・講座等の活性化、ひいては公民館事業や市町村における社会教育施策のさらなる充実の参考となれば幸いです。

おわりに、本調査研究の実施にあたり、委員長として御熱心に御指導をいただきました前川村学園女子大学教授の加藤雅晴氏をはじめ委員各位に感謝申し上げますとともに、お忙しい中調査に御協力をいただきました公民館、市区町村教育委員会、法人各位に厚くお礼申し上げます。

平成19年4月

国立教育政策研究所

社会教育実践研究センター長 馬場 祐次朗